仕様書

１　業務名

福岡都市圏における佐賀県ブランドイメージ等調査・集計業務

２　目的

福岡都市圏における佐賀県のイメージ、佐賀県の資産（観光地、特産品等）に対する魅力度等、福岡都市圏の方が本県をどう思っているのかの現状を把握し、今後の福岡都市圏における戦略的な広報展開の一助とする。

３　業務内容

福岡都市圏における佐賀県のイメージ、佐賀県の資産（観光地、特産品等）に対する魅力度等、福岡都市圏の方が佐賀県をどう思っているのかの現状を把握することを目的とした調査を企画・実施し、適切な方法で検証を行う。

（１）調査について

①調査対象

福岡都市圏※に居住する成人（20 歳以上）の方

※福岡都市圏
17 市町（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市）で構成。【出典；福岡都市圏行政事業組合 HP】

②調査方法

インターネット調査

③サンプル数

１１００サンプル以上

④設問項目

以下に示す各項目（(ア）～（カ)）を踏まえ、上記「２目的」に沿った調査となるよう、佐賀県と協議の上で、受託者が設問項目（含選択肢）を策定する。

なお、受託者と佐賀県の協議の際には、佐賀県より設問項目案（含選択肢）を提示する。

また、参考までに、昨年度調査の全設問を別途添付している。今年度調査は、前年度調査結果との比較を行うため、基本的に、昨年度調査の設問をそのまま踏襲する予定である（一部、時点修正や設問追加等を行う可能性はある）ので、その旨、留意のこと。

（ア）属性（性別、年代、既婚未婚、子供の有無、職業、居住地、出身地）
（イ）佐賀県の認知度について（県の認知度、既知の市町（複数回答可））
（ウ）佐賀県のイメージについて（イメージ、そのようなイメージを持つ理由（自由記述））

（エ）佐賀県の魅力について（魅力度、魅力に感じる県産品等（複数回答可）、購入したいと思う県産品等（複数回答可）

（オ）佐賀県に関する情報の接触度（見聞きした頻度、見聞きした媒体、見聞きした情報、情報を見聞きして佐賀県のイメージが変わったか、具体的にどう変わったか（自由記述）、情報を見聞きして実際に行動を起こしたか、佐賀県に関する情報でほしいもの、佐賀県に関してこういった情報は知っているか）

（カ）佐賀県への訪問意欲等（訪問頻度、福岡＝佐賀の距離感のイメージ、佐賀県内で訪問したことがある地域（複数回答可）、訪問した理由・きっかけ（複数回答可、訪問したい地域（複数回答可）、訪問したい理由（自由記述））

⑤設問数

２８問程度（上記「④設問の内容」を踏まえ、県と協議の上で設問（含選択肢）を策定）

⑥選択肢数

全設問を平均して１設問あたり５～２０選択肢程度を見込む

（２）調査結果の集計について

属性以外の全設問（上記（１）④（イ）～（カ）、計２１問程度）において、属性（上記（１）④（ア）、計７軸）についてクロス集計を行う。

（３）報告書の作成について

報告書の内容については、各設問ごとの集計結果（含クロス集計、昨年度調査結果（→委託業者決定後、委託業者に対して佐賀県よりエクセルデータを提供する。）との比較及び変動要因分析）と、集計結果を踏まえた福岡都市圏居住者の佐賀県に対する認識の現状分析を含むものとする。

４　スケジュール（予定）

～令和９年１月上旬　　設問項目策定

１月中旬～１月下旬　　インターネット調査実施、集計、報告書作成・提出

※スケジュールについては、県と受託業者で協議し決定する。

５　委託期間

契約締結の日から令和９年３月２６日まで

６　成果品（提出期限：令和９年３月２６日）

（１）報告書　（紙媒体で３部、及び電子データ一式）

（２）本調査により収集した全てのデータ　一式

７　その他

（１）受託業者が本業務委託により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第 21 条から

第 28 条に定めるすべての権利を含む）は佐賀県に帰属するものし、佐賀県は成果品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

（２）成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上で利用することとする。二次利用についても同様とする。

（３）本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

（４）この契約にあたり、個人情報を取り扱う場合は別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（５）本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこと。

以上